

# 令和6年度服薬情報通知作成等業務委託仕様書

## 1 業務の名称

令和6年度服薬情報通知作成等業務委託

## 2 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月21日まで

## 3 業務の目的

本業務は、委託者 鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下「委託者」という。）が提供するレセプトデータ等により、業務委託を受ける者（以下「受託者」という。）が抽出した対象者に対し、処方されている服薬情報を記載した通知書等を送付することで、対象者が薬局や医療機関に相談することを促し、重複服薬等による薬物有害事象等の発生や医薬品の飲み残しによる残薬の防止により、被保険者の健康の保持増進を図るとともに、医療費の適正化を図ることを目的とする。

なお、事業の対象は、鹿児島県内に住所を有する後期高齢者医療保険の被保険者とする。

## 4 業務委託の内容

### （1）服薬情報通知書の作成

#### ア 通知時期・回数

令和6年9月中旬から令和6年10月上旬の間に1回

#### イ 送付予定件数

2,000件（候補者の抽出件数に応じて変動する）

#### ウ 候補者リストの作成

委託者から提供する以下の（ア）のデータを受領・分析し、以下の（イ）aからcに該当する被保険者を抽出する。抽出した候補者のうち、（イ）dに該当する者については除外すること。

なお、（5）アの関係者検討会（1回目）において、（イ）の抽出基本条件の協議を行うため、協議結果に基づき変更の可能性があることから、委託者と協議の上、決定すること。

また、対象者ごとの処方及び調剤状況が個別にわかるようなリストを作成し、エクセルファイル形式のデータで委託者に報告すること。

#### （ア）委託者が提供するデータ

##### a 対象者を抽出するためのデータ

令和6年2月診療分から令和6年5月診療分の医科（外来）及び調剤にかかるレセ電コード情報ファイル（CSV形式）

##### b 通知書を発送するためのデータ

(a) 被保険者マスタ情報ファイル（CSV形式）

(b) 外字ファイル（KAJO\_JM.tte）

#### （イ）抽出基本条件（予定）

a 対象とするレセプト

- (a) 令和6年2月診療分から令和6年5月診療分までの医科（外来）及び調剤にかかるレセプトを対象とする。
- (b) これらのレセプトのデータは、レセ電コード情報を対象とする。

b 対象とする医薬品

- (a) 判定する医薬品は内服薬に限定する。  
内服薬とは各医薬品の令和6年7月までに公表された直近の「薬価基準収載医薬品コード」12桁により判定された結果をいう。
- (b) 各医薬品の「薬価基準収載医薬品コード」12桁が同一のものを1種類とする。  
なお、同一の医薬品に対して、令和6年7月までに公表された直近の「薬価基準収載医薬品コード」が変更された場合も、1種類とみなす。
- (c) 上記（イ）aのレセプトについて、処方医療機関に関わらず、各月単位で医薬品ごとに医薬品の処方日数を合算する。
- (d) その医薬品の各月における初回調剤日からみて、合算した処方日数による服用最終日が令和6年5月に到達しているかを判定する。（別紙1参照）  
なお、院内処方の場合で、初回調剤日が不明の場合は、処方された月の1日を初回調剤日とする。
- (e) 服用最終日が令和6年5月に到達している、及び令和6年5月中に処方された医薬品について、合算した処方日数が28日以上の場合、その医薬品を対象（以下「長期処方該当」という。）とする。（別紙1参照）

c 対象者の条件

- (a) 令和6年10月1日を基準日として年齢を算出し、その年齢が75歳から84歳である。
- (b) 通知発送段階で鹿児島県後期高齢者医療保険の資格を有している。
- (c) 通知発送段階で鹿児島県内に住所を有している。

d 対象者の除外条件

令和6年2月から令和6年5月の医科レセプトにおいて、がん又は指定難病の傷病が記載されている。

なお、がんとはレセプト記載傷病名のC00-D48（新生物＜腫瘍＞）に該当するものからがん疑いを除き、また、指定難病とはレセプト記載傷病名の傷病名コードが「難病外来指導管理料」の記載に該当するものをいう。

(ウ) 通知対象者の条件

(イ) によって抽出された対象者及び医薬品（以下「対象医薬品」という。）について、以下の条件に該当する者を通知対象者とする。ただし、複数の条件に該当した場合は、「特定の薬剤の重複が疑われる対象者」を優先する。

a 多剤服薬が疑われる対象者

対象医薬品について、次の条件のいずれにも該当した者を多剤服薬とみなす。

- (a) 対象医薬品が12種類以上
- (b) (a)の処方医療機関が2つ以上

b 特定の薬剤の重複が疑われる対象者

特定の薬剤とは、対象医薬品の薬価基準収載医薬品コードの薬効分類番号が「1124 ベンゾジアゼピン系製剤」、又は「1129 その他の催眠鎮静剤、抗不安剤」に該当するものとする。

対象医薬品について、次の条件のいずれにも該当した者を重複服薬とみなす。

- (a) 特定の薬剤に該当
- (b) (a)の処方医療機関が2つ以上

エ 服薬情報通知書候補者リストの作成

受託者は、(1)ウで抽出された候補者のうち、多剤服薬に該当する者をA、重複服薬に該当する者をBとした上で、下表のとおり通知番号を割り当てる。

多剤服薬又は 重複服薬	市町村 No ※別紙2参照 (数字2桁)	ハイフン	市町村別、多剤服薬・重複服薬別の連番 (数字3桁)
A 又は B	01~43	-	001~999

受託者は、服薬情報通知書候補者リスト(エクセルファイル形式)により委託者へ報告する。

オ 通知対象者の選定

委託者は、服薬情報通知書候補者リストから、通知対象者の選定を行い、受託者へ報告する。

カ 通知書の印刷等

受託者は、(1)オで決定した通知対象者について、以下の(ア)から(カ)のとおり通知書を作成し、発送する。

(ア) 通知書の作成仕様

- a A4判両面1枚で、両面カラー刷りで作成すること。
- b 掲載事項は、以下の表のとおりとする。

なお、後期高齢者であることを配慮し、伝わりやすいレイアウトにすること。

通知書	記載事項
表面	① 郵便局用カスタマーバーコード付きの送付先宛名 ※送付先宛名については、被保険者マスタの送付先住所を使用 ② 通知番号 ③ 対象者が薬局や医療機関に相談することを促す文面 ④ サポートデスクの電話番号・対応日時等
裏面	⑤ 被保険者氏名 ⑥ 被保険者番号(8桁) ⑦ 処方医療機関名、調剤薬局名 ⑧ ⑦のまとまりごとに医薬品名・薬効名・数量・調剤日・処方日数・同一成分又は類似薬であることがわかる記号表示、長期処方該当であることがわかる記号表示

	⑨ 通知書の見方
	⑩ 注意事項

- c レイアウトについて委託者と協議の上、作成すること。校正回数は2回以上とする。
- d 宛名面の印字に使用する文字コードは、住基ネット統一文字コードに準じた体系（UTF-8のコード領域を使用）とする。

(イ) 通知書の記載における留意点

- a 記載対象医薬品  
対象医薬品及び令和6年5月診療分のうち、内服薬を記載する。
- b 医薬品の記載が重複する場合の留意点
  - (a) 対象医薬品について、令和6年5月に同一医療機関で同一医薬品の処方が存在する場合、令和6年5月分の処方合計日数が28日以上であるかどうかに関わらず、令和6年5月分の医薬品のみを記載し、対象医薬品分の記載を省略する。（別紙1の薬剤D・G・H参照）
  - (b) 対象医薬品の記載が省略され、かつ、令和6年5月分の医薬品の処方合計日数が28日未満の場合であっても、令和6年5月分の医薬品を長期処方該当とみなす。（別紙1の薬剤H参照）
- c 重複服薬の記載
  - a で記載する対象医薬品において、2つ以上の医療機関でその医薬品の薬価基準収載医薬品コードの薬効分類番号（4桁）が重複していた場合、同一成分又は類似薬であることがわかる記号表示の記載を行う。
- d 通知書明細の並び順
  - a で記載する対象医薬品に対して、処方数の多い医療機関コード、処方薬局の薬局コード、薬価基準収載医薬品コード、初回調剤日の昇順で優先して記載する。

(ウ) 同封文書

委託者から提供する以下のデータを印刷し、同封すること。  
 なお、「適正服薬支援に係る同意書」には、通知番号と同じ番号を印字すること。

	同封物	仕様
1	服薬情報通知書の見方、概要	A4判両面1枚（両面カラー）
2	適正服薬支援に係る同意書	A4判両面1枚（両面白黒）

(エ) 送付用封筒の作成仕様

- a 封筒は、長形3号サイズとし、封筒の外側から見て封入物が透けて見えないものであることに加え、対象者が関心を持ちやすいデザインとなるよう工夫し、校正回数は2回以上とする。
- b 封筒の窓空き部分から送付先宛名が見えるように調整すること。
- c 差出人名を表記すること。

(オ) 通知書の引き抜き

受託者は、通知書作成後、発送するまでの間に、委託者から指示のあった者の通知

書を引き抜くものとする。

(カ) 通知書の発送

受託者は、印刷及び封入封緘作業を行い、直接郵便局に持ち込み発送する。

なお、通知書発送に要する郵送料金については、受託者の負担とする。

キ 通知書送付者リスト等の作成

受託者は、(1) カで作成した服薬情報通知書(副本)のデータ(PDF)及び服薬情報通知書送付者リスト(エクセルファイル形式)を作成し、委託者へ納品する。

(2) 医療機関向け通知書の作成

ア 通知時期・回数

令和6年9月中旬から令和6年10月上旬の間に1回

イ 送付予定件数

900件(候補者の抽出件数に応じて変動する)

ウ 医療機関向け通知書候補リストの作成

受託者は、(1) オで選定された通知対象者の通知書に記載される医療機関(薬局を除く。)について、医療機関向け通知書候補リスト(エクセルファイル形式)により委託者に報告する。

エ 通知医療機関の選定

委託者は、医療機関向け通知書候補リストから、通知医療機関の選定を行い、受託者へ報告する。

オ 医療機関向け通知書の印刷等

受託者は、(2) エで決定した通知医療機関について、以下の(ア)から(エ)のとおり医療機関向け通知書を作成し、発送する。

(ア) 通知書の作成仕様

- a 通知書データは、委託者から提供する。
- b A4判片面1枚で、白黒刷りで作成すること。
- c 通知書には、医療機関別の通知対象者数を差し込むこと。

(イ) 同封文書

- a 服薬情報通知書のサンプルデータは、委託者から提供する。
- b A4版両面1枚で、両面カラー刷りで作成し、同封すること。

(ウ) 送付用封筒の作成仕様

- a 封筒は、長形3号サイズとする。
- b 封筒の窓空き部分から送付先宛名が見えるように調整すること。
- c 差出人を表記すること。
- d 校正回数は2回以上とする。

(エ) 通知書の発送

受託者は、印刷及び封入封緘作業を行い、直接郵便局に持ち込み発送する。

なお、通知書発送に要する郵送料金については、受託者の負担とする。

カ 医療機関向け通知書送付リストの作成

受託者は、医療機関向け通知書送付リスト（エクセルファイル形式）を作成し、委託者へ納品すること。

### （３）コールセンターの設置

受託者は、通知書発送後、ただちにコールセンターを開設し、被保険者等から寄せられる服薬情報に関する問合せに、薬剤師を含む専門のスタッフによる電話対応を令和6年12月末まで行うこと。

なお、電話対応業務は以下の範囲とする。

- ア 対象者は、被保険者及びその家族、医療機関、薬局、介護支援専門員等とする。
- イ 問合せ対応の際は、服薬情報通知書及び被保険者のデータなどの個人情報を見ないものとする。
- ウ 治療行為に影響を及ぼす等の内容を含めて、受託者が判断すべきでない内容については回答しないものとする。
- エ 問合せ対応は、土日祝日及び受託者の規定に基づく休日（年末年始）を除く、月曜日から金曜日までの午前10時から午後5時までとする。
- オ コールセンターへの問合せ等（日時、問合せ内容、問合せへの対応）は、一覧にし、委託者へ報告すること。

### （４）効果測定

委託者から提供する令和6年10月診療分から令和6年11月診療分の医科（外来）及び調剤にかかるレセ電コード情報ファイル（CSV形式）を受領・分析し、服薬情報通知書を発送した者を対象に、医療費及び調剤状況等について効果測定を行う。

効果測定の詳細については、受託者が効果的と思われる手法を提案し、委託者に承諾を得た上で実施すること。

### （５）関係者検討会への出席等

ア 関係者検討会への出席

委託者が開催する関係者検討会へ出席し、検討会委員のデータに関する質疑へ対応すること。詳細な日時は、委託者が検討会委員と調整の上、決定する。

（ア）開催時期

令和6年7月中旬頃及び令和7年2月下旬頃の2回

（イ）開催時間

午後6時半から午後8時まで（又は午後7時から午後8時半まで）

イ 資料作成等の支援

関係者検討会の資料作成等において、委託者が必要と判断する作表やデータ分析等を行い、次のとおり資料作成等の支援を行うこと。

- （ア）業務受託期間中、委託者の要求に応じて都度実施し、迅速に対応すること。
- （イ）受託者が有用と思われる作表やデータ分析があれば提案すること。
- （ウ）追加データを必要とする場合、委託者はこれに応じるものとする。

(エ) 当該支援にかかる費用については、受託者の負担とする。

## 5 成果物

受託者は、下表のとおり成果物を委託者に提出する。提出期限については、委託者と協議の上、決定するものとする。

なお、これらの本業務にかかる成果物の所有権は委託者に帰属する。

成果物	関連項目	形式	提出期限（予定）
服薬情報通知書候補者リスト	4（1）ウ	エクセルファイル形式を格納した電子記録媒体	令和6年8月23日
服薬情報通知書（副本）	4（1）キ	通知対象者別のPDFを格納した電子記録媒体 ※市町村別に格納 ※ファイル名は通知番号	通知書発送日の前日（土日祝日の場合はその前日）
服薬情報通知書送付者リスト		エクセルファイル形式を格納した電子記録媒体 ※市町村別に格納 ※ファイル名は「市町村No_市町村名_R6 通知者リスト」	
医療機関向け通知書候補リスト	4（2）ウ	エクセルファイル形式	令和6年8月23日
医療機関向け通知書送付リスト	4（2）カ	エクセルファイル形式	通知書発送日の前日（土日祝日の場合はその前日）
コールセンター対応報告書	4（3）	エクセルファイル形式	令和7年1月中
服薬情報通知効果測定報告書	4（4）	電子データ（パワーポイント形式、ワード形式、エクセル形式等）を格納した電子記録媒体及びこれを打ち出した紙媒体1部	令和7年2月14日
服薬情報通知効果測定報告書（市町村別）	4（4）	電子データ（パワーポイント形式、ワード形式、エクセル形式等）を格納した電子記録媒体	令和7年2月28日

## 6 データの提供時期

委託者が提供するデータの提供可能時期は、下記のとおりとする。提供時期については、受託

者と協議の上、決定するものとする。

データの種類		提供可能時期
レセ電コード情報ファイル	令和6年2月診療分から 令和6年5月診療分	令和6年7月下旬
	令和6年10月診療分及び 令和6年11月診療分	令和7年1月下旬
被保険者マスタ情報ファイル	令和6年6月末時点	令和6年7月中旬
	令和6年11月末時点	令和6年12月中旬
外字ファイル		受託者から依頼があった後、 概ね2週間後

## 7 費用の負担

以下の費用は受託者の負担とする。

- ・委託者が提供するデータ及び受託者が提出する成果物等にかかる運搬経費
- ・委託者が提供するデータ及び受託者が提出する成果物等のデータを格納する電子記録媒体（DVD等）
- ・4（1）及び（2）にかかる通知書の作成及び発送に要する費用
- ・4（3）から（5）に係る経費

## 8 秘密の保持

- （1）受託者は、委託業務の内容を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。当契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- （2）受託者は、委託者の提供する電子記録媒体の全部又は一部を委託者の許可なく複写し、又は複製してはならない。また、第三者に提供してはならない。
- （3）受託者は、提供された電子記録媒体については業務完了後、直ちに委託者に返却するものとする。
- （4）受託者は、当契約に係る業務の従事者に対し、上記（1）の義務を遵守させるための機密保持契約を締結させる等、万全の措置を講じなければならない。
- （5）受託者は、データ等に含まれている個人情報の保護と管理には細心の注意を払い、外部に情報が漏れることのないよう万全の体制をとること。
- （6）個人情報を保存した電子記録媒体等の搬出入及び搬送については、紛失等が発生しないよう十分な対策を講じること。電子記録媒体等の運搬を通信事業者による差出人及び受領人が特定でき、配送状況を追跡できるセキュリティサービスが付加された配送にて行うこと。

## 9 留意事項

- （1）関係法令を始め、特許等において配慮すべき点が存在する場合は、受託者により調整し、その責を負うこと。
- （2）本業務の開始に当たっては、業務が整然かつ速やかに進行するように万全の体制を整え実

施すること。

- (3) 事故が生じたときは直ちに委託者に通知するとともに、遅滞なくその状況を書面により報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) この仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた場合は、双方の協議により業務を進めるものとする。
- (5) 本業務において、委託者と受託者がオンライン上を含め協議を行った際は、受託者が協議結果、委託者及び受託者が今後すべき事項等を整理した上で、議事録を委託者へ提出すること。
- (6) 業務完了後に業務完了報告書を提出すること。
- (7) 本仕様に記載のない事項や、処理の仕様の変更を行う必要が生じたときは、速やかに連絡し、相手方の同意を得なければならない。

長期処方該当、対象医薬品種類数、重複服薬該当、通知書記載の考え方

	内服薬	2月	3月	4月	5月	6月	長期処方 該当	対象医薬品 種類数	重複服薬 該当	通知書への 記載判定	通知書への記載判定理由	左記判定の根拠（仕様書） ※すべて4（1）は記載省略	
医療機関①	薬剤A				5/2(14日処方) →		×	0	×	○	5月処方のため。	カ（イ） a	
	薬剤B	2/2(80日処方)	→					○	0	○	○	2月に薬剤Bが①から80日、②から14日、合算で94日処方されており、古い（初回）調剤日（2/2）から起算して処方が5月までまたがっている。通知書には、重複して処方されていることが判別できるように記載を行う。	ウ（イ） b（e）
	薬剤C			4/10(28日処方) →			○	1	×	○	長期処方、かつ、処方が5月にまたがっているため。	ウ（イ） b（e）	
	薬剤D			4/10(14日処方) → 4/20(14日処方) → 月の合算：4/10(28日処方) →			○	1	×	○	月の合算が28日以上になり、かつ、処方が5月にまたがっているため。 ※通知書には、最新の調剤日が記載されるため、4/20(14日処方)が優先して記載され、「長期処方」欄にチェックが入る。	カ（イ） b（a）	
医療機関②	薬剤B	2/3(14日処方) →					○	1	○	○	2月に薬剤Bが①から80日、②から14日、合算で94日処方されており、古い（初回）調剤日（2/2）から起算して処方が5月までまたがっている。通知書には、重複して処方されていることが判別できるように記載を行う。	ウ（イ） b（e）	
	薬剤E				5/10(28日処方) →		○	1	×	○	5月中に28日以上処方されているため。	ウ（イ） b（e）	
	薬剤F		3/7(90日処方) →				○	1	×	○	長期処方、かつ、処方が5月にまたがっているため。	ウ（イ） b（e）	
	薬剤G				4/20(14日処方) →			○	1	×	×	長期処方でないため、※月が異なるため合算しない。	カ（イ） b（a）
						5/2(14日処方) →		○	1	×	○	5月処方のため。	カ（イ） b（a）
	薬剤H			4/10(28日処方) →			○	1	×	×	×	条件は満たしているが、5月に同一医療機関で同一薬剤が処方されているため。	カ（イ） b（a）
					5/2(14日処方) →		○	1	×	○	5月処方のため（「長期処方該当」欄にチェック）	カ（イ） b（c）	
薬剤I		3/7(14日処方) →					×	0	×	×	処方が5月にまたがっていないため	ウ（イ） b（d）	
			3/20(28日処方) →				×	0	×	×		ウ（イ） b（d）	
			月の合算：3/7(42日処方) →				×	0	×	×		ウ（イ） b（d）	

→ 通知書への記載判定：×（載せない）

→ 通知書への記載判定：○（載せる）

## 別紙2

市町村No	市町村名
01	鹿児島市
02	鹿屋市
03	枕崎市
04	阿久根市
05	出水市
06	指宿市
07	西之表市
08	垂水市
09	薩摩川内市
10	日置市
11	曾於市
12	霧島市
13	いちき串木野市
14	南さつま市
15	志布志市
16	奄美市
17	南九州市
18	伊佐市
19	始良市
20	三島村
21	十島村
22	さつま町
23	長島町
24	湧水町
25	大崎町
26	東串良町
27	錦江町
28	南大隅町
29	肝付町
30	中種子町
31	南種子町
32	屋久島町
33	大和村
34	宇検村
35	瀬戸内町
36	龍郷町
37	喜界町
38	徳之島町
39	天城町
40	伊仙町
41	和泊町
42	知名町
43	与論町